

北海道告示第10447号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により令和2年1月27日までに北海道石狩振興局産業振興部商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

令和元年9月27日

北海道知事 鈴木 直道

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

アクロスプラザ恵庭

恵庭市黄金南7丁目18番1号、18番2号、ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

三菱UFJリース株式会社 代表取締役 柳井 隆博

東京都千代田区丸の内一丁目5番1号

大和情報サービス株式会社 代表取締役 藤田 勝幸

東京都千代田区飯田橋2丁目18番2

(3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

小売業者の氏名又は名称	代表者の氏名	住 所
株式会社エコノス	代表取締役 長谷川 勝也	札幌市白石区北郷4条13丁目3番25号
株式会社ユニクロ	代表取締役 柳井 正	山口県山口市佐山717番地1
株式会社チヨダ	代表取締役 舟橋 浩司	東京都杉並区荻窪4丁目30番16号
株式会社セリア	代表取締役 河合 映治	岐阜県大垣市外瀬2丁目38番地
ハミューレ株式会社	代表取締役 武居 秀幸	札幌市東区北34条14丁目1番23号
株式会社ムラタ	代表取締役 村田 晃啓	札幌市厚別区厚別南2丁目11-31
株式会社ネオコーポレーション	代表取締役 岩佐 将典	札幌市中央区大通西14丁目1-14
株式会社もがみやフィッツカンパニー	代表取締役 最上谷 文昭	登別市若山町4丁目41番2号
北海道テレコムコンサルタント株式会社	代表取締役 小川 弘人	江別市野幌町76-4
株式会社AOKI	代表取締役 中村 宏明	神奈川県横浜市都筑区葛が谷6番56号

(変更後)

小売業者の氏名又は名称	代表者の氏名	住 所	変更のあ ったもの
株式会社エコノス	代表取締役 長谷川 勝也	札幌市白石区北郷4条13丁目 3番25号	
株式会社ユニクロ	代表取締役 柳井 正	山口県山口市佐山717番地1	
株式会社チョダ	代表取締役 澤木 祥二	東京都杉並区荻窪4丁目30番 16号	(ア)
株式会社セリア	代表取締役 河合 映治	岐阜県大垣市外渕2丁目38番 地	
ハミューレ株式会社	代表取締役 武居 秀幸	札幌市東区北34条東14丁目1 番23号	(イ)
株式会社ムラタ	代表取締役 内間木 義勝	札幌市厚別区厚別南2丁目11 -31	(ウ)
株式会社ネオコーポレーション	代表取締役 岩佐 将典	札幌市中央区大通西14丁目1 -14	
株式会社もがみやフィッツカン パニー	代表取締役 最上谷 文昭	登別市若山町4丁目41番2号	
北海道テレコムコンサルタント 株式会社	代表取締役 小川 克弘	江別市野幌町76-4	(エ)
株式会社AOKI	代表取締役 諏訪 健治	神奈川県横浜市都筑区葛が谷 6番56号	(オ)

(4) 変更の年月日

上記(3)ア 平成31年4月1日

上記(3)イ 令和元年9月25日

上記(3)ウ 平成26年4月28日

上記(3)エ 平成25年12月1日

上記(3)オ 平成30年10月1日

(5) 変更する理由

上記(3)ア 代表者変更のため

上記(3)イ 過去の届出における誤植の修正

上記(3)ウ 代表者変更のため

上記(3)エ 代表者変更のため

上記(3)オ 代表者変更のため

2 届出年月日

令和元年9月25日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道石狩振興局産業振興部商工労働観光課

(2) 縦覧期間

令和元年9月27日(金)から令和2年1月27日(月)まで(日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までを除く。)

(3) 縦覧時間

午前8時45分から午後5時15分まで